

令和元年 11 月 25 日

株式会社清水銀行

SBI マネープラザとの 2 店舗目となる共同店舗運営の基本合意について

清水銀行（頭取 豊島 勝一郎）は、SBI マネープラザ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：太田智彦、以下「SBI マネープラザ」）と、静岡県静岡市において新たに共同店舗の運営を開始することを検討する旨の基本合意をいたしました。

今後、取引に関する最終的な合意内容を定めた契約書等の締結を経て、令和 2 年 3 月を目途に実施する予定となりましたのでお知らせいたします。

平成 29 年 10 月より、清水銀行は、SBI マネープラザと静岡県浜松市（清水銀行浜松東支店内）において、全国で初めての共同店舗「清水銀行 SBI マネープラザ」の運営を開始しておりますが、今回、SBI マネープラザと静岡県静岡市において共同店舗では初となる 2 店舗目の運営を開始することになります。

設置場所は、清水銀行東静岡支店内を予定しております。

共同店舗においては、対面コンサルティング営業による質の高いアドバイスをご提供し、お客さまのお役に立てる業務運営を実践しております。このたびの出店により、お客さまには静岡県静岡市においても同様のサービスをご利用いただけるようになる予定です。

今後も、清水銀行が培ってきた地域の産業や生活に密着して育んできたリレーションシップと SBI マネープラザが対面営業で培ってきた株式などのリスク性金融商品の営業力の融合を図り、これまで以上に多くの新しい投資家の皆さまに資本市場への参加を促し、顧客基盤のさらなる拡大を実現できるものと期待しております。

清水銀行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えするため、最適なサービスの提供に努めてまいります。

<本件に関するお問い合わせ先>

株式会社清水銀行 経営企画部：清水 TEL：054-353-7895



<SBI マネープラザの会社概要（令和元年 11 月 1 日現在）>

商号	SBI マネープラザ株式会社
設立年月日	平成 20 年 3 月 31 日
所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
代表者	代表取締役執行役員社長 太田 智彦
資本金	1 億円
登録番号	関東財務局長(金仲)第 385 号、関東財務局長(金商)第 2893 号、 関東財務局長(銀代)第 268 号、東京都知事(1)第 31636 号
加入協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 日本貸金業協会第 005872 号

<金融商品取引法に係る表示>

商号等	株式会社清水銀行
登録金融機関の登録番号	東海財務局長（登金）第 6 号
加入協会	日本証券業協会

<金融商品仲介業務に関するご注意事項>

- ・ 金融商品仲介における金融商品等は、預金ではなく預金保険制度の対象ではありません。また、当行が元本を保証する商品ではありません。
- ・ ご購入いただいた金融商品等は SBI 証券に開設された口座でお預かりのうえ、SBI 証券の資産とは分別して保管されますので、SBI 証券が破たんした際にも SBI 証券の整理・処分等に流用されることはなく、原則として全額保全されます。万一、委託金融商品取引業者が破たんした際に、分別管理に不備がありお客様の資産を返還できなくなった場合「投資者保護基金」によりお客様 1 名あたり 1,000 万円まで補償されます。
- ・ 当行は SBI 証券とは別法人であり、金融商品仲介のご利用にあたっては、SBI 証券の証券口座の開設が必要です（金融商品仲介の口座開設をお申し込みいただくと、お取引口座は SBI 証券に開設されます）。
- ・ 当行には SBI 証券とお客さまとの契約締結に関する代理権はありません。従って、SBI 証券とお客さまとの間の契約の締結権はありません。
- ・ 当行において金融商品仲介取引をされるか否かが、お客さまと当行の預金・融資等他のお取引に影響を与えることはありません。また、当行での預金・融資等のお取引内容が金融商品仲介に影響を与えることはありません。
- ・ 当行が登録金融機関としてご案内する金融商品仲介における金融商品等やサービスは、SBI 証券によるものであり、当行が提供するものではありません。
- ・ 金融商品仲介における金融商品等は、金利・為替・株式相場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が変動し、損失を生じるおそれがあります。
- ・ お取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。手数料等は商品・銘柄・取引金額・取引方法等により異なり多岐にわたるため、具体的な金額または計算方法を記載することができません。
- ・ 各金融商品等のリスクおよび手数料等の情報の詳細については、SBI 証券のホームページにてご確認ください。
- ・ 各金融商品等のお取引に際しては、SBI 証券より交付される契約締結前交付書面、目論見書または約款等の内容を必ずご確認くださいのうえ、投資判断はご自身でされるようお願い申し上げます。

